

大福障第2179号
令和6年8月5日

指定障害福祉サービス事業所等 管理者 様

大津市障害福祉課長

情報公表未報告減算の取扱いについて

平素は、本市の障害福祉行政の円滑な推進に御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、障害者総合支援法および児童福祉法に基づく指定障害福祉サービス事業等に関し、障害者総合支援法第76条の3および児童福祉法第33条の18の規定による情報公表対象支援の利用に資する情報の報告および公表が規定されているところですが、令和6年度障害福祉サービス報酬改定により令和6年4月1日以降、情報公表未報告減算が新設されることとなりました。

つきましては、当該減算の取扱いについて、別紙のとおりとしますので、十分に御確認いただきますようお願いいたします。

なお、情報公表の確認は障害福祉サービス等情報公表システム（以下「WAM NET」という。）上で行うものとします。

大津市障害福祉課事業所指定係
TEL:077-528-2696
e-mail:otsu1408@city.otsu.lg.jp

1. 減算の適用サービス種別

全サービス

2. 減算の単位数等

- 療養介護、施設入所支援、自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練を含む。)、共同生活援助ならびに指定障害者支援施設が行う生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練を除く。)、就労継続支援A型、就労継続支援B型および就労移行支援
⇒所定単位数の100分の10(10%)を減算
- 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立生活援助、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練を除く。)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援(指定障害者支援施設が行う通所系サービスを除く。))および児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援、共生型障害児通所支援
⇒所定単位数の100分の5(5%)を減算
- 所定単位数は、各種加算(障害福祉サービス費等の報酬算定構造表において当該減算より左に規定されている加算を除く(下記図(居宅介護サービス)参照。))がなされる前の単位数
- 減算対象は利用者全員

| | 注 | 注 | 注 | 注 | 注 | 注 | 注 | 注 | 注 | 注 | 注 | 注 | |
|----------------------|---|--|-----------------|--------------------------------------|--|-------------|-------------|-------------|-------------------------|---|--------|---------------------------------------|------------------|
| 基本部分 | 基礎研修課程終了後等により行われる場合 | 重度訪問介護研修終了後による場合 | 2人の居宅介護従事者による場合 | 夜間もしくは深夜の場合又は家庭訪問の場合 | 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 | 身体拘束禁止未実施減算 | 虐待防止措置未実施減算 | 家族継続支援未実施減算 | 情報公表義務減算 | 特定事業所加算 | 特別地域加算 | 緊急時対応加算(月2回を限度) | 感染症等支援体制加算 |
| イ 居宅における身体介護 | (1) 30分未満 (256単位) (2) 30分以上1時間未満 (404単位) (3) 1時間以上1時間30分未満 (567単位) (4) 1時間30分以上2時間未満 (699単位) (5) 2時間以上2時間30分未満 (754単位) (6) 2時間30分以上3時間未満 (821単位) (7) 3時間以上 (921単位に30分を増すごとに+83単位) | 1時間未満 (188単位) 1時間以上1時間30分未満 (277単位) | | | | | | | | | | | |
| ロ 通院等介助(身体介護を伴う場合) | (1) 30分未満 (256単位) (2) 30分以上1時間未満 (404単位) (3) 1時間以上1時間30分未満 (567単位) (4) 1時間30分以上2時間未満 (699単位) (5) 2時間以上2時間30分未満 (754単位) (6) 2時間30分以上3時間未満 (821単位) (7) 3時間以上 (921単位に30分を増すごとに+83単位) | 1時間30分以上2時間未満 (369単位) 2時間以上2時間30分未満 (461単位) 2時間30分以上3時間未満 (553単位) 3時間以上 (645単位) | ×70/100 | 夜間もしくは深夜の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100 | 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 | ×99/100 | ×99/100 | ×99/100 | 注 令和7年4月1日からの適用 ×95/100 | 特定事業所加算(Ⅰ) +20/100 特定事業所加算(Ⅱ) +10/100 特定事業所加算(Ⅲ) +10/100 特定事業所加算(Ⅳ) +5/100 | | 1回につき100単位を加算 注 地域生活支援拠点等の場合 +50単位 | 1人1日当たりに100単位を加算 |
| ハ 家事援助 | (1) 30分未満 (106単位) (2) 30分以上45分未満 (153単位) (3) 45分以上1時間未満 (197単位) (4) 1時間以上1時間15分未満 (226単位) (5) 1時間15分以上 (276単位) (6) 1時間30分以上 (311単位に15分を増すごとに+35単位) | | ×90/100 | | ×90/100 | | | | | | | | |
| ニ 通院等介助(身体介護を伴わない場合) | (1) 30分未満 (106単位) (2) 30分以上1時間未満 (197単位) (3) 1時間以上1時間30分未満 (226単位) (4) 1時間30分以上 (276単位) | | | | | | | | | | | | |
| ホ 通院等乗降介助 | (1) 30分未満 (106単位) (2) 30分以上1時間未満 (197単位) (3) 1時間以上1時間30分未満 (226単位) (4) 1時間30分以上 (276単位) | | | | | | | | | | | | |

3. 減算および指導の対象となる事項

障害者総合支援法第76条の3第1項および児童福祉法第33条の18第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない事実が生じた場合で、以下の場合に減算適用とする。

- ・ WAM NETへの事業所の登録ができておらず、指導後（運営指導で確認した場合は、指摘事項等の文書が到着した時点から）14日以内に改善が見られない場合

また、減算の対象とはならないが、以下のいずれかに該当する場合は口頭指導等の行政指導を実施する場合がある。

- (1) WAM NET上の必須項目以外の次に掲げる事項の登録ができていない。
 - ・ 「事業所等に関する事項」内の「事業所等の財務状況」
 - ・ 「利用料に関する事項」
 - ・ 「システムからの連絡先」
- (2) 1年に1回以上の報告を実施していない。
- (3) 指定権者に提出している情報とWAM NET上の情報の乖離が著しい。

(1) の例

赤色の「!（エクスクラメーションマーク）」が表示されている場合、登録できていないとみなします。

| カテゴリ | | | |
|-------------|---------------|--------------|----------------|
| 法人等に関する事項 ▲ | 事業所等に関する事項 ! | 従業者に関する事項 ▲ | サービス内容に関する事項 ▲ |
| 利用料に関する事項 ▲ | 事業所運営に関する事項 ▲ | システムからの連絡先 ▲ | 承認者へ申請する |

【補足】

- 必須項目とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則別表第1および第2または児童福祉法施行規則別表第2および第3（別添参照）またはWAM NET上で右画像に示す表示がついている項目を指す。 
- (1)および(2)の登録や報告の期限等については、「大津市障害福祉サービス等情報公表等実施要綱」に定める期間とする。
- (1)の「事業所等の財務状況」については、新規指定後1年未満の事業所は対象外とする。
- (3)の著しい場合とは、必須項目で3か所以上の齟齬が認められた場合を基本とするが、それ以外で利用者に不利益になるような情報が記載されていた場合も対象とする。具体的には、利用料が異なっているなどが考えられる。
- 事業所が報告することができないやむを得ない事情（原則、災害関係に限る。）があった場合には、減算の対象としない場合がある。

4. 減算までの流れおよび適用期間

・ 減算の適用開始月：事実が生じた月の翌月

運営指導等により報告がされていないことが判明した後、県の指導に従わない場合、その事実が生じた月の翌月から（事実が生じた月が各月の初日（1日）の場合は当該月から）が減算の適用開始月となる。

例えば、令和6年5月1日に新規指定を受け、令和6年7月15日に未登録であることを市から指摘し、14日経過後に未登録であった場合、減算の適用開始月は「未登録であるという事実が生じた月」として、令和6年5月1日からとなる。

・ 減算の適用終了月：改善が認められた月

登録を行っていない状況が解消されるに至った月が減算終了月となる。なお、「登録を行っていない状況が解消される」とは、WAM NETに登録され、市が改善を認めた時点とする。

【参照通知等】

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【こ支障第97号障発0329第33号令和6年3月29日】
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【こ支障第97号障発0329第33号 令和6年3月29日】
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成19年1月26日障発第0126001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【障発0329第33号 令和6年3月29日】
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第21号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【障発0329第33号 令和6年3月29日】
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第22号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【こ支障第97号 障発0329第33号 令和6年3月29日】
- 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【こ支障第94号 令和6年3月29日】
- 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第12号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【こ支障第94号 令和6年3月29日】
- 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第13号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【こ支障第94号 令和6年3月29日】
- 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第23号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【こ支障第94号 令和6年3月29日】
- 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1（令和6年3月29日）
- 障害福祉サービス等情報公表制度の施行について（障発0329第5号令和6年3月29日）
- 大津市障害福祉サービス等情報公表等実施要綱